




## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	区・自治会デジタル化推進事業		
予算額	9,750	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>区・自治会のデジタル化を推進することで、会の運営の効率化等を図り、担い手不足といった課題解決の一方策として、区・自治会が主体的に実施する事業に対する支援を行う。</p> <p>○ 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の実施 デジタル化事例の紹介や必要な機器等について研修会を実施する。</li> <li>・補助金（特別自治振興費）の交付             <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助額 1団体につき上限45万円</li> <li>②補助率 9/10</li> <li>③対象事業 デジタル技術を活用するための機器の購入、インターネット接続に係る初期工事費用、アプリの導入費用等に要する経費。ただし、単にWi-Fi環境を整備する事業は対象外。ランニングコストは対象外。</li> </ul> </li> <li>・その他 区・自治会内でデジタル化の担当者を決めること。</li> </ul>		
			
担当所属名	市民部 市民参画課	直通電話番号	64 - 1314

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	地域力創造事業（出張ミライロ等）		
予算額	29,987	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>南部まちづくりセンターについて、市民協働による魅力ある施設運営のもとに、地域住民の交流や市民活動を促進するとともに、中間支援による市民活動の相談窓口を設置するなど、市民協働を推進する。 また、北部及び中部住民センターについて、地域の活動拠点としての機能を充実することで、市民協働を推進する。</p> <p>○ 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）出張ミライロ」の実施（南部まちづくりセンターで実施しているミライロ機能を 試験的に他地域で実施することで、全市的な展開を図る。）</li> <li>・まちことアカデミーの実施（市民活動に必要なスキルとマインドを学ぶ講座）</li> <li>・北部住民センターホール空調機更新</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>		
担当所属名	市民部 市民参画課	直通電話番号	64 - 1314

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	登記データ課税連携システム構築事業		
予算額	2,200	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>法務局（登記所）より提供される登記データを市の基幹業務支援システムと連携することで、これまで職員が手作業で入力していた業務を大幅な削減と人的ミスに伴う課税誤りの軽減を図る。さらに法務局（登記所）との電送ネットワーク構築により、登記申請のため随時発行していた証明書発行業務を削減できる。</p> <p>○ 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6～7年度 システム改修</li> <li>・ 令和8年度 本稼働</li> </ul> <p>【債務負担行為：令和6～7年度 18,700千円】</p>		
担当所属名	市民部 税務課	直通電話番号	64 - 1316

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	定額減税（市民税所得割）		
予算額	319,000	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施。納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。</p>		
担当所属名	市民部 税務課	直通電話番号	64 - 1316

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	福祉医療費助成事業（重度精神障害者拡充）																
予算額	4,377	千円	新規・拡充 継続の別														
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>現行では身体障害者や知的障害者等を対象として医療費を助成している福祉医療助成事業について、新たに重度精神障害者を対象とする。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>新たに対象とする精神障害者は下表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">精神障害者保健福祉手帳等級</th> <th style="width: 70%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>・身体障害者手帳（1・2級）、知的障害（IQが概ね35以下）に相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">再認定で1級から2級へ変更となった方</td> <td>・身体障害・知的障害とは異なり、精神障害は、その病状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮 ・再認定後の有効期限内（2年間）</td> </tr> <tr> <td>他にも障害のある方（重複障害）</td> <td>・身体障害者手帳（3級）又は知的障害（IQが概ね50以下）もある方 ・現行の身体障害・知的障害を対象とした重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQが概ね50以下）に相当</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>助成内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象医療</td> <td>入院・通院に係る全医療費（歯科を含む。）</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>なし（医療保険各法に基づく医療費の一部負担金相当額の全額を助成）</td> </tr> </table>			精神障害者保健福祉手帳等級	説明	1 級	・身体障害者手帳（1・2級）、知的障害（IQが概ね35以下）に相当	2 級	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">再認定で1級から2級へ変更となった方</td> <td>・身体障害・知的障害とは異なり、精神障害は、その病状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮 ・再認定後の有効期限内（2年間）</td> </tr> <tr> <td>他にも障害のある方（重複障害）</td> <td>・身体障害者手帳（3級）又は知的障害（IQが概ね50以下）もある方 ・現行の身体障害・知的障害を対象とした重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQが概ね50以下）に相当</td> </tr> </table>	再認定で1級から2級へ変更となった方	・身体障害・知的障害とは異なり、精神障害は、その病状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮 ・再認定後の有効期限内（2年間）	他にも障害のある方（重複障害）	・身体障害者手帳（3級）又は知的障害（IQが概ね50以下）もある方 ・現行の身体障害・知的障害を対象とした重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQが概ね50以下）に相当	対象医療	入院・通院に係る全医療費（歯科を含む。）	窓口負担	なし（医療保険各法に基づく医療費の一部負担金相当額の全額を助成）
精神障害者保健福祉手帳等級	説明																
1 級	・身体障害者手帳（1・2級）、知的障害（IQが概ね35以下）に相当																
2 級	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">再認定で1級から2級へ変更となった方</td> <td>・身体障害・知的障害とは異なり、精神障害は、その病状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮 ・再認定後の有効期限内（2年間）</td> </tr> <tr> <td>他にも障害のある方（重複障害）</td> <td>・身体障害者手帳（3級）又は知的障害（IQが概ね50以下）もある方 ・現行の身体障害・知的障害を対象とした重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQが概ね50以下）に相当</td> </tr> </table>	再認定で1級から2級へ変更となった方	・身体障害・知的障害とは異なり、精神障害は、その病状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮 ・再認定後の有効期限内（2年間）	他にも障害のある方（重複障害）	・身体障害者手帳（3級）又は知的障害（IQが概ね50以下）もある方 ・現行の身体障害・知的障害を対象とした重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQが概ね50以下）に相当												
再認定で1級から2級へ変更となった方	・身体障害・知的障害とは異なり、精神障害は、その病状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮 ・再認定後の有効期限内（2年間）																
他にも障害のある方（重複障害）	・身体障害者手帳（3級）又は知的障害（IQが概ね50以下）もある方 ・現行の身体障害・知的障害を対象とした重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQが概ね50以下）に相当																
対象医療	入院・通院に係る全医療費（歯科を含む。）																
窓口負担	なし（医療保険各法に基づく医療費の一部負担金相当額の全額を助成）																
担当所属名	市民部 国保医療課	直通電話番号	64 - 1374														

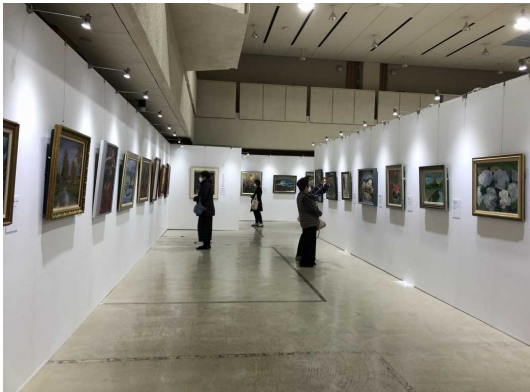
## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	男女共同参画推進事業		
予算額	7,128	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>第3次京田辺市男女共同参画計画に基づき、広く男女共同参画の意識啓発を行うとともに、さまざまな対象に向けた講座等を行うことにより、各家庭・地域・学校・職場における男女共同参画の取組を促進し、男女共同参画社会の形成をめざす。</p> <p>また、現計画について、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応するため令和7年度に内容を見直すこととしており、令和6年度に市民意識調査及び事業所調査を実施し、計画に掲げる基本目標の達成状況を検証するとともに、改訂の基礎資料とする。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>(1) 第3次京田辺市男女共同参画計画改訂事業 <span style="float: right;">〔新規〕</span> 令和7年度の第3次京田辺市男女共同参画計画改訂に向けて、市民意識調査及び事業所調査を実施し、基礎資料を整理する。</p> <p>(2) 京たなべ男女共同参画週間事業 <span style="float: right;">〔継続〕</span> 6月の「男女共同参画週間」に合わせ、男女共同参画をテーマとしたフォーラム（講演会）や子育て講座などの事業を開催する。</p> <p>(3) 男性の家庭生活向上講座 <span style="float: right;">〔継続〕</span> 男性の家庭生活への参画を促すため、基礎的な家事の講座を開催する。</p> <p>(4) 子どもを対象とした男女共同参画推進事業 <span style="float: right;">〔継続〕</span> 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進と将来を見通した自己形成推進のため、小中学校等において、男女共同参画をテーマとした講座を実施する。</p> <p>(5) 男女共同参画実践モデル事業 <span style="float: right;">〔継続〕</span> 区・自治会や市内事業所が男女共同参画の推進を目的として開催するセミナーに、講師を派遣する。</p> <p>(6) 女性に対する暴力をなくす運動週間事業 <span style="float: right;">〔継続〕</span> 11月に田辺警察署と共催で、女性に対する暴力防止を呼びかける街頭啓発や意識啓発のための講演会などを実施する。</p> <p>(7) デートDV防止啓発事業 <span style="float: right;">〔継続〕</span> 若い世代を対象に、自分も相手も大切にすることを醸成し交際相手からの暴力防止につなげるため、デートDV防止啓発カードを作成、配布・配架し、高校生や大学生を対象とした啓発事業を行う。</p>		
担当所属名	市民部 人権啓発推進課	直通電話番号	64 - 1336

## 令和6年度 当初予算主な事業


事業名	京田辺市史編さん事業		
予算額	21,865	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的 昭和43年の『京都府田辺町史』の刊行から約50年、昭和62年の『田辺町近代誌』の刊行から約30年、平成9年の市制施行から約20年が経過する中、最新の知見に基づく見直しや市制施行を経た本市の歴史を辿ることを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域の将来像を描く基礎とするため、新たな「京田辺市史」の編さんに取り組む。 紙媒体に加え、映像・音声・画像データ等先駆的な「IT市史」も作成し、地域文化の振興と発信力を強化する。 なお、京田辺市史編さん事業は「京田辺市文化振興計画」掲載事業。</p> <p>○ 事業概要 令和6年度は近代・現代編及び美術工芸・建造物編の刊行を行う。また、令和5年度に引き続き市史編さん専門部会を中心に各分野の調査を実施する。</p> <p>1) 市史の編さん期間 平成29年度～令和8年度の10年間</p> <p>2) 市史の編さん体制 市史編さん委員会、専門部会、事務局、市史編さん市民ボランティア ・市史編さん委員会：市史の編さん計画等基本事項を協議。 ・専門部会：調査、研究、原稿執筆等を行う。部会の内訳は、①考古・古代部会、②中世・近世部会、③近代・現代部会、④美術工芸・建造物部会、⑤地理・民俗部会、⑥IT市史部会、の6つ。</p> <p>3) 市史の構成 本文編3冊、資料編5冊、地域編（WEB）</p> <p>4) 市史編さん事業費及び関連事業費 ・京田辺市史編さん事業 （古文書調査、遺跡調査、市史執筆等） ・古文書解読講座、市史編さんリレー講座 ・広報等による周知活動</p> <p>【合計】 21,865千円</p> <p>※ 過去の編さん事業 ・『大住村史』：昭和21年～26年。全1冊 ・『京都府田辺町史』：昭和39年～43年。全1冊 ・『田辺町近代誌』『田辺町近世近代資料集』：昭和58年～62年。各1冊。</p>		
担当所属名	市民部 文化・スポーツ振興課 市史編さん室	直通電話番号	64 - 1301

## 令和6年度 当初予算主な事業


事業名	美術公募展『第8回京田辺市展』		
予算額	5,720	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>継続</p> <p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">芸術家の創作活動の振興を図るとともに、市民へ鑑賞機会を提供し、京田辺市の文化の発展に寄与する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">市が主催者となり、山城地域に在住・通勤・通学する15歳以上（中学生を除く）の人を対象に、絵画・書・写真の3部門から作品を公募した上で、集まった作品に対し審査員による審査を経た入賞・入選作品を一般展示する展覧会を実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、市展会期終了後も作品鑑賞できるようアーカイブとしてバーチャル美術館を公開する。</p> <p style="padding-left: 20px;">会期（予定） 令和6年12月4日（水）～8日（日）・5日間 場所 京田辺市立中央公民館大ホール 賞 市長賞（副賞5万円）ほか</p> <p style="padding-left: 20px;">（日程） 公募要項配付（6月）、応募受付（7月～10月）、審査（11月）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>		
担当所属名	市民部 文化・スポーツ振興課	直通電話番号	64 - 1300



## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	文化振興計画策定事業		
予算額	5,497	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>本市では、平成27年度に「京田辺市文化振興計画」を策定し、この計画に基づいて文化振興の諸施策を進めている。 この計画は、令和7年度までとなっているため、令和6年度から令和7年度の2カ年で第2期文化振興計画を策定する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>本市の文化振興行政の指針として策定された文化振興計画が令和7年度をもって終了するため、文化振興懇話会を設置するとともに、市民アンケート調査や幅広い関係団体等からご意見をいただき、新しい社会状況の変化を踏まえた第2期の文化振興計画策定に向けて検討を進める。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>		
担当所属名	市民部 文化・スポーツ振興課	直通電話番号	64 - 1300

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	京田辺市民まつり開催事業		
予算額	20,194	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">コロナ禍により、希薄化傾向にある人と人との「つながり」を取り戻し、市民が本市の魅力を実感し、まちへの愛着と誇りといったアイデンティティを育むことを目的とする。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 開催予定日：11月3日（日）</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) メインコンテンツ 音楽をテーマに人と人との繋がりを醸成する事業とする。 「音楽によるまちづくり」の機運を高め、市民の文化・芸術に対する関心、意識醸成を図る。 例) 市外の本格的な吹奏楽楽団等を招聘したコンサート 市民音楽関連団体によるステージ等</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) にぎわい関係 多くの市民に来場を促すため魅力的な店舗が市内外から出店。</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 謎解きゲームなど、親子や仲間で参加できる周遊企画を実施する。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>		
担当所属名	市民部 文化・スポーツ振興課	直通電話番号	64 - 1300

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	綴喜古墳群保存活用計画策定事業		
予算額	6,817	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>綴喜古墳群は市内3箇所に点在する古墳群であり、各古墳に対して適切に保存管理を行うための計画が必要であることから、保存活用計画を策定する。また天理山古墳群については、保存活用計画策定後に整備計画を策定する予定であり、整備を視野に入れた保存活用計画を策定する必要がある。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>① 計画策定 『文化財保護法に基づく文化財保存大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成31年、文化庁文化財部記念物課）』や『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（平成27年、文化庁文化財部記念物課）』、令和5年度に実施した保存活用計画策定に向けての基本的な調査を踏まえて計画を策定する。</p> <p>② ワークショップ・パブリックコメントの実施 史跡をどのように保存・活用していくか、市民の意見を取り入れ、計画に反映するためにワークショップやパブリックコメントを実施する。</p> <p>③ 計画書の印刷</p>		
担当所属名	市民部 文化・スポーツ振興課	直通電話番号	64 - 1300